

呉市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和3年3月29日

呉市農業委員会
会長 北村 正次

第1 基本的な考え方

本市の農業は、内陸部での水稻栽培のほか、安芸灘地域での果樹栽培、倉橋地域でのねぎ・トマトの大規模栽培など特色のある野菜や花き等の栽培が各地域で行われている。

そのような状況を反映して、本市の農地は、住宅地に近接した平地から山林に隣接した傾斜地まで広く分布しており、狭小な区画の土地が多く見られる。

これらの農地については、地形的に不利な条件に加え、農業従事者の高齢化や担い手不足により、全市的に遊休農地の発生が問題となっている。

その対策に当たっては、各地域の農地の利用状況や営農類型を勘案しながら、地域の実態に応じた取組を進める必要がある。

山林に近い急傾斜地を含む地域では、有害鳥獣による被害が深刻化しており、農地の遊休化が加速していることから、その発生防止・解消に努めていかなければならない。

また、地形的な条件に恵まれた平地及び緩傾斜地でも、農業後継者が不足していることから、農地中間管理事業を活用するなど、担い手への農地利用の集積・集約化に取り組んでいく必要がある。

「農地等の利用の最適化の推進」は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第6条第2項の規定により、農業委員会の最も重要な事務として位置付けられている。

農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、各担当地区における活動を通じて農地等の利用の最適化を一体的に推進していくよう、同法第7条第1項の規定による指針を定め、以下のとおり具体的な目標と推進方法を示すものである。

なお、この指針は、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和2年4月)	2,475ha	125ha	5.05%
3年後の目標 (令和5年4月)	2,376ha	116ha	4.88%
目 標 (令和8年4月)	2,277ha	107ha	4.70%

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 推進委員の地区担当制に基づき、農家との意志疎通を図るとともに、農業委員と連携した利用状況調査（以下「農地パトロール」という。）と利用意向調査を実施する。

なお、違反転用の発生防止・早期発見等農地の適正な利用の確認に関する日常的な現場活動については、農地パトロールの時期にかかわらず、適宜実施する。

イ 利用意向調査は、推進委員が農業委員と連携して行う相談活動の一環として主に戸別訪問により利用意向の確認を行う。

ウ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

エ 農業委員19名及び推進委員20名で行う「1人1筆解消運動」により、1年間に1人1筆以上の遊休農地の解消に努める。

※1人1筆解消運動：優良農地になり得る遊休農地について、所有者の同意を得た後、各地区会単位又は委員個人で、草刈り、耕起等の再生作業を行う活動

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査において、農地中間管理事業を利用する意思表示があったときは、農地中間管理機構への貸付け手続を行う。

③ 非農地判断について

農地パトロールにおいて、農地への再生利用が困難と判断した土地については、所有者等の将来的な利用を確認するとともに、農業委員と推進委員が協議の上、「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和2年4月)	2,350ha	45.13ha	1.92%
3年後の目標 (令和5年4月)	2,260ha	46.03ha	2.04%
目 標 (令和8年4月)	2,170ha	47.53ha	2.19%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成と見直しについて

農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに、呉市（農林水産課）とともに取り組む。

② 関係機関との連携について

農業委員会は、呉市（農林水産課）、広島県、農地中間管理機構、農業協同組合等と連携し、農地情報を集約化する体制を整備し、規模拡大を希望する担い手とのマッチング等により、経営規模に応じた農地の集積を推進する。

また、利用権の設定期間が満了する農地についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

年1回の農地台帳調査の回答を基に、農地の出し手（売りたい・買いたい）リストを作成し、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れに向けて、地域の実情に応じた取組を推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、農業委員会の公示後、広島県知事の裁定で農地中間管理機構が利用権設定を行うことができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (個人)	新規参入者数 (法人)
現 状 (平成29～令和元年度)	13人	1法人
3年後の目標 (令和2～4年度)	15人	2法人
目 標 (令和5～7年度)	18人	3法人

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

農業委員会は、呉市（農林水産課）、広島県、広島県農業委員会ネットワーク機構（広島県農業会議）、農地中間管理機構、農業協同組合等と連携し、農地の買入れ・借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）の把握に努める。

また、蒲刈町にある研修施設「宮盛農園」を活かして、新規参入の促進を図る。

② 企業参入の推進について

担い手がない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理事業や令和3年度に呉市が創設した「農業参入企業等支援事業」等を活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員と推進委員の日常活動等により、所有者等の状況と農地の現状把握を行うとともに、頑張っている担い手には、農業委員又は推進委員による担当制を敷き、営農相談や経営拡大に向けた農地のマッチングを行う。

また、農業への新規参入がしやすくなるよう、就農希望者に対する相談窓口の設置、説明会の開催等により積極的なPRを行う。